

資料 1

# 那須地域定住自立圏構想について

令和3(2021)年 1 0 月

# § 1. はじめに

## 1. 定住自立圏構想の趣旨

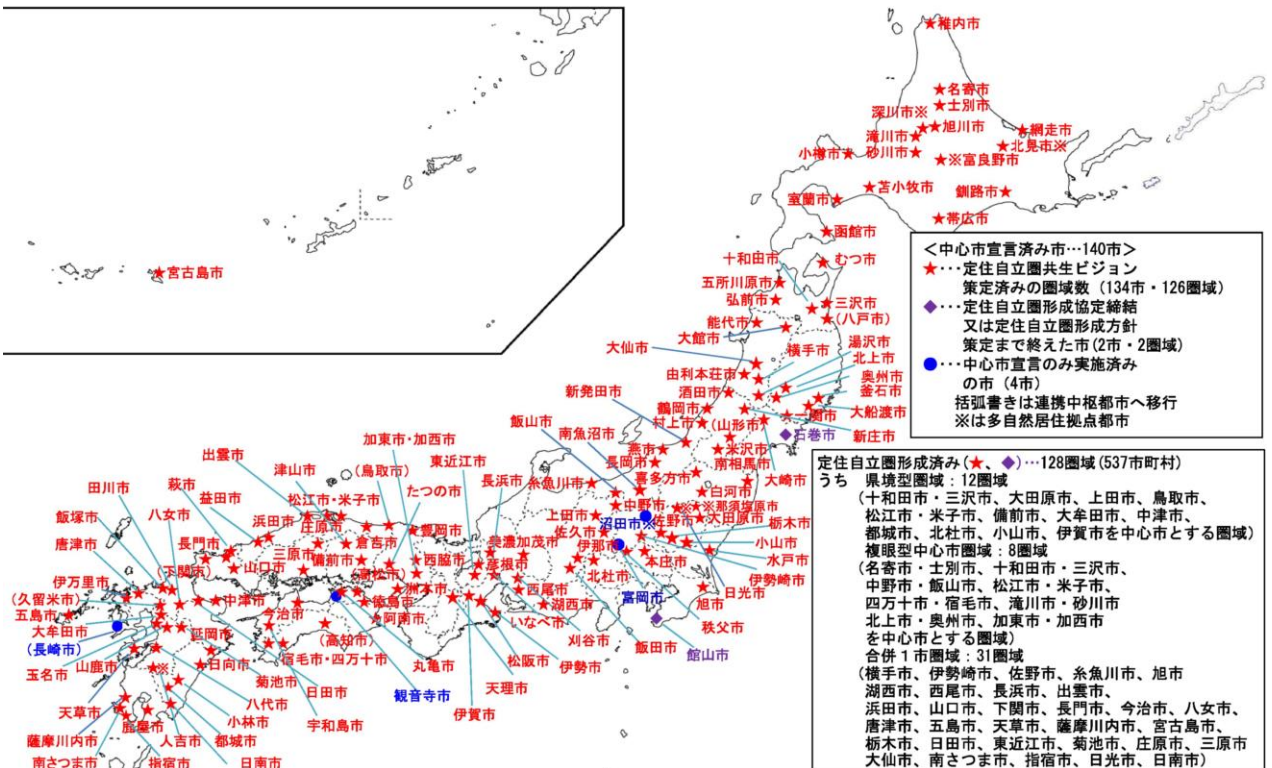
定住自立圏の形成にあたっては、医療や買物など住民生活に必要な機能について一定の集積があり、周辺の市町村の住民もその機能を活用しているような都市が「中心市」となるものとしています。

圏域全体においては、「中心市」が中心的な役割を担うことを想定し、「中心市」が周辺の市町村と役割分担した上で、NPOや企業など民間の担い手とも連携して生活機能の確保のための事業を実施し、人口定住を図っていくものとしています。

## 2. 定住自立圏構想の取組状況

総務省のデータによると、令和2年10月1日現在において、140市が中心市宣言済みであり、128圏域（延べ537市町村）で定住自立圏形成協定締結又は定住自立圏形成方針策定済みであるとしています。

### 定住自立圏構想の取組状況（令和2年10月1日現在）



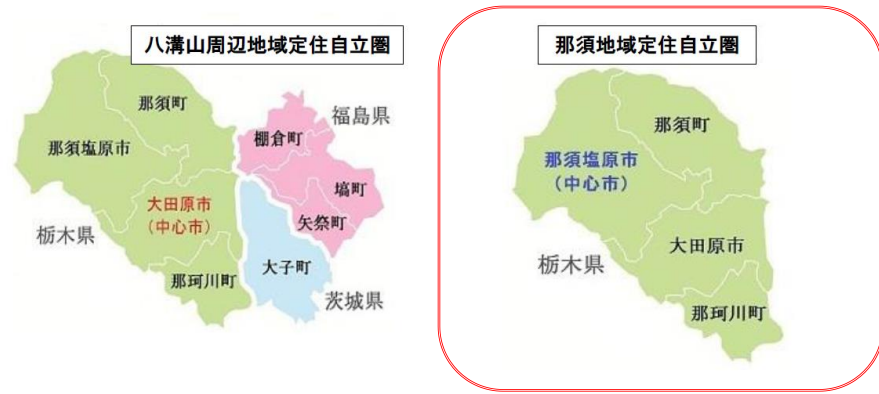
（出典：総務省ホームページ）

# § 2. 那須地域定住自立圏構想について

## 1. 概要

那須塩原市が定住自立圏構想における中心市としての要件を具備したことに伴い、既に圏域を形成していくこととした大田原市をはじめとする「八溝山周辺地域定住自立圏」の構成市町とにおいて、新たに栃木県内の那須地域で定住自立圏を形成することについての協議を踏まえ、大田原市、那須町、那珂川町、そして中心市である本市の2市2町で「那須地域定住自立圏構想」を形成することとしました。

【定住自立圏構想における2つの圏域】



### 那須塩原市 定住自立圏形成協定の概要

協定締結日：平成27年2月10日



中心市名	人口(人)	昼夜間人口比率
那須塩原市	117,146	0.947

近隣市町名	人口(人)	近隣市町名	人口(人)
大田原市	75,457	那須町	24,919
那珂川町	16,964	圏域合計	234,486

多自然居住拠点都市

※平成27年国勢調査

#### ○那須塩原市と近隣市町間の定住自立圏形成協定の概要

##### (1) 生活機能の強化に係る政策分野

- (1) 環境
  - ①再生可能エネルギーの導入促進
  - ②鳥獣害防止
  - ③循環型社会の構築に向けた取組
- (2) 産業振興
  - ①観光、物産等地域資源の有効活用
- (3) その他
  - ①情報発信ネットワークの強化

##### (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

- (1) 地域公共交通
  - …公共交通のネットワーク化を図り、利用者の利便性を向上させることにより、公共交通の利用を促進し、圏域内の交流の活性化を図る。
- (2) 地産地消の推進
  - …圏域における地産地消を推進するため、各種事業及び普及啓発活動を行う。
- (3) 地域内外の住民との交流促進
  - …地域の資源を活かしたイベント等を連携して開催し、圏域住民の交流を促進する。

##### (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

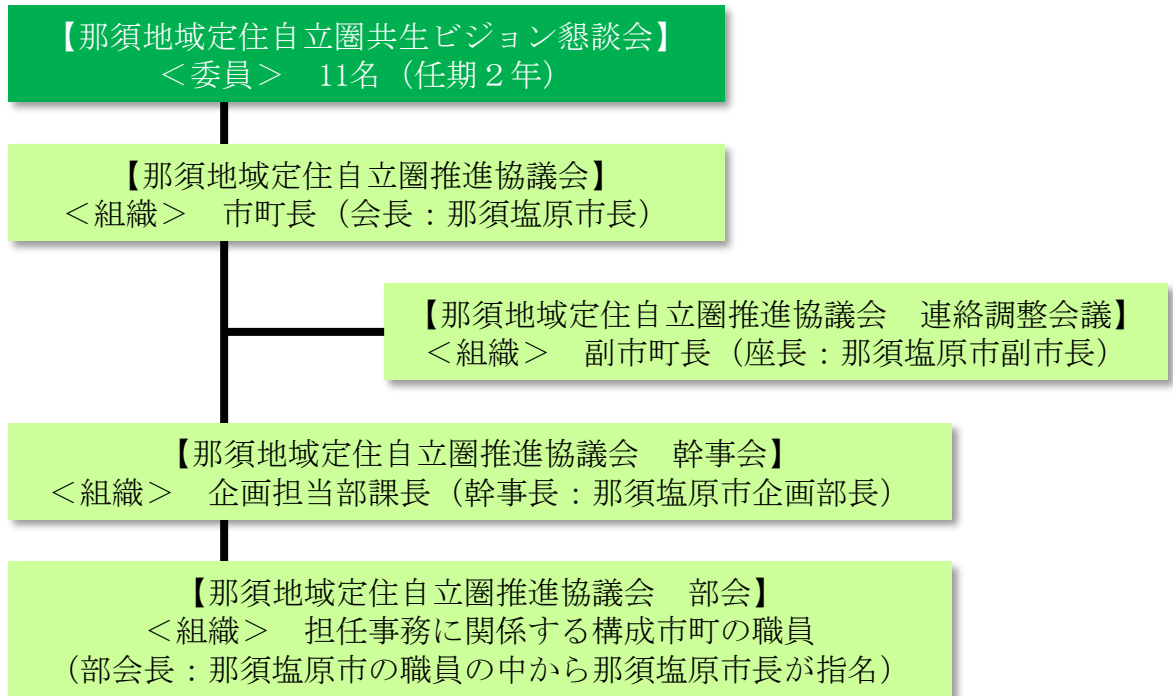
- (1) 人材育成
- (2) 外部からの人材確保
- (3) コンピュータシステムの共同利用等
- (4) 地域人材の活用

※近隣市町村ごとに、協定内容が異なる場合があります。

51

## 2. 検討体制

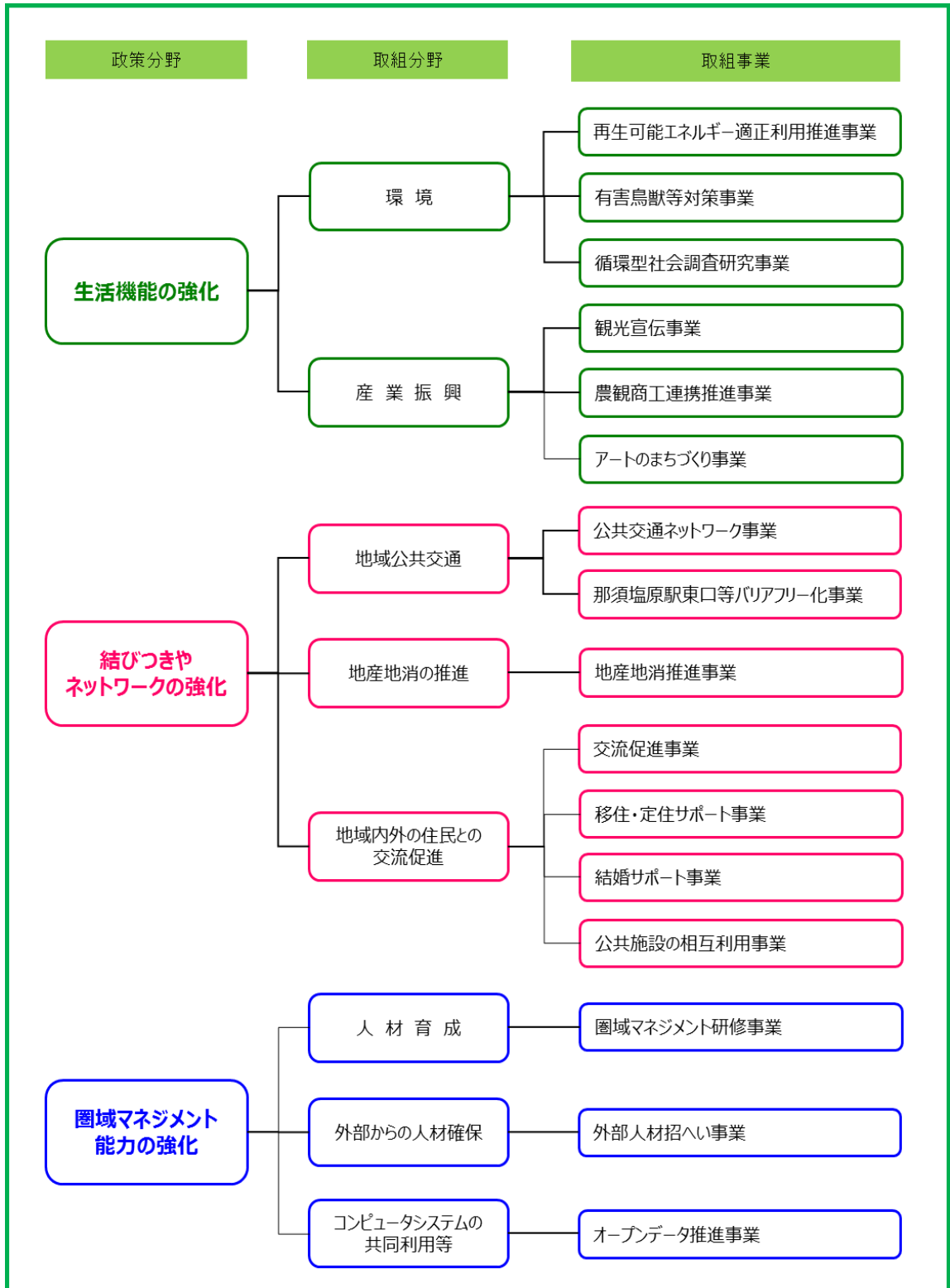
### (1) 組織体制



### (2) 各組織の役割

- ① 那須地域定住自立圏共生ビジョン懇談会
  - ・ 共生ビジョンの策定又は変更に関すること
  - ・ その他那須地域定住自立圏構想の推進に関すること
- ② 那須地域定住自立圏推進協議会
  - ・ 定住自立圏の形成に関する協議及び調査に関すること
  - ・ 定住自立圏形成協定に関すること
  - ・ 定住自立圏共生ビジョンに関すること
  - ・ 上記に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項
- ③ 那須地域定住自立圏推進協議会 連絡調整会議
  - ・ 協議会運営に関する方針その他特に会長が必要と認める事項の協議及び調整
- ④ 那須地域定住自立圏推進協議会 幹事会
  - ・ 協議会提案事項その他の協議及び調整
- ⑤ 那須地域定住自立圏推進協議会 部会
  - ・ 担当事務について調査研究及び立案

# § 3. 取組事業について



(設置)

第1条 定住自立圏構想の円滑な推進を図るため、那須地域定住自立圏推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、次に掲げる市町（以下「構成市町」という。）をもって構成し、その長を委員として組織する。

那須塩原市 大田原市 那須町 那珂川町

(協議事項)

第3条 協議会においては、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 定住自立圏の形成に関する協議及び調査に関すること。
- (2) 定住自立圏形成協定に関すること。
- (3) 定住自立圏共生ビジョンに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、那須地域定住自立圏の中心市である那須塩原市の長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、協議会提案事項その他の協議及び調整を行う。
- 3 幹事会は、構成市町の企画担当部課長をもって構成する。
- 4 幹事会に幹事長を置き、幹事長は那須塩原市企画担当部長をもって充てる。

- 5 幹事長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 幹事会に部会を置く。

- 2 部会は、担任事項について調査研究及び立案に当たる。
- 3 部会は、担任事項に関係する構成市町の職員をもって構成する。
- 4 部会に部会長を置き、部会長は那須塩原市職員の中から那須塩原市長が指名する者をもって充てる。
- 5 部会で調査研究及び立案した事項は、幹事会において協議及び調整を行う。

(連絡調整会議)

第8条 会長は、特に必要があると認めるときは、随時、構成市町の副市町長等（副市長若しくは副町長が不在又は空席の市町にあつては、当該副市町長の職務を代理する職にある職員）からなる連絡調整会議を招集することができる。

- 2 連絡調整会議は、協議会運営に関する方針その他特に会長が必要と認める事項の協議及び調整を行う。
- 3 連絡調整会議に座長を置き、座長は那須塩原市副市長をもって充てる。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、那須塩原市に事務局を置く。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、会長が会議に諮り定めるものとする。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。